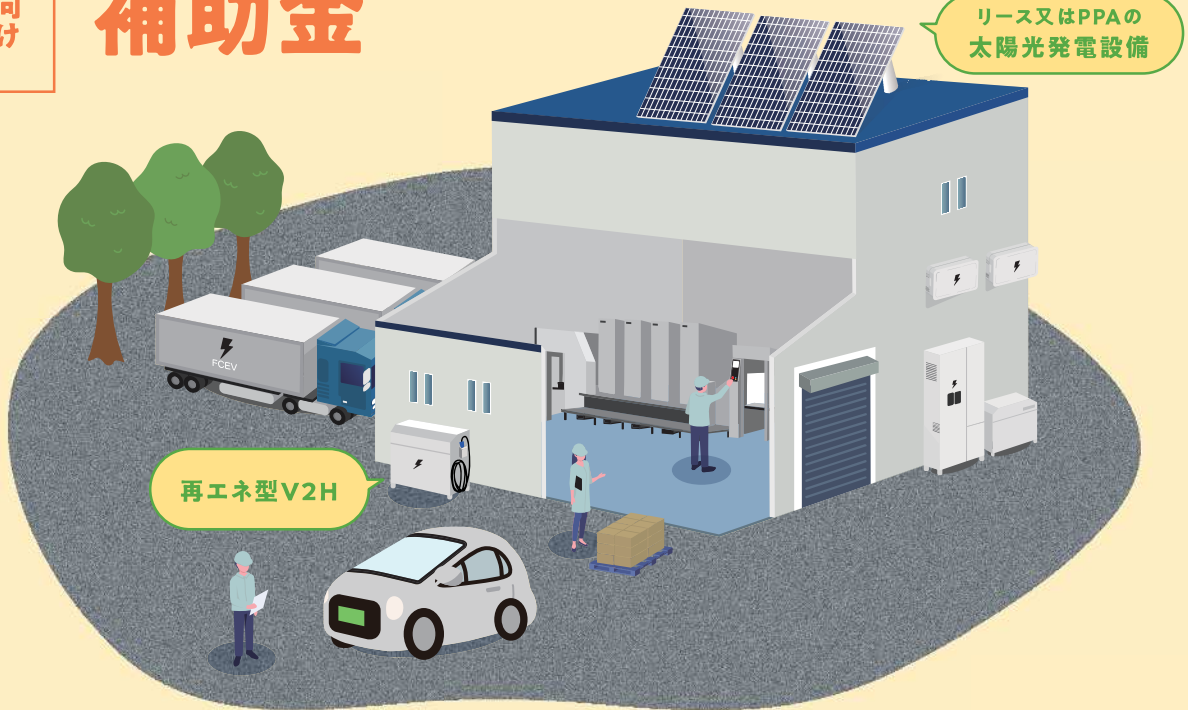


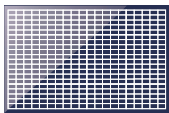
市内事業所に、自家消費型の太陽光発電をリース、PPAで設置、  
又は再エネ型V2Hを設置する企業様へ

事業者向け

# 太陽光発電設備設置事業費補助金



## 対象となる機器



リース又はPPAの  
太陽光発電設備



再エネ型V2H

## 補助金額

※補助対象設備の要件及び補助対象経費について、詳細は市HPに掲載の要綱をご覧ください。

種別	リース事業間接補助	PPA事業間接補助	再エネ型V2H※
補助率	5万円/kW(太陽光出力)	5万円/kW(太陽光出力)	1/2+10万円
補助上限額	最大250万円	最大250万円	最大85万円

※再エネ型V2Hについては、同時にリース又はPPAで太陽光発電設備を導入し、「事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金(太陽光発電設備設置に対する補助)」の交付決定を受けている場合に限る

申請受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月15日(月)※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

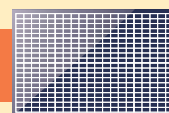
申請にあたっては、補助金交付要綱等を必ずご確認ください。

【注意】補助金の一部に地域脱炭素推進交付金(環境省)を活用しますので、国の補助制度の適用を受ける施設は対象外となります。

詳細は  
こちら▶



## リース又はPPAの太陽光設備導入の場合



### 補助対象者

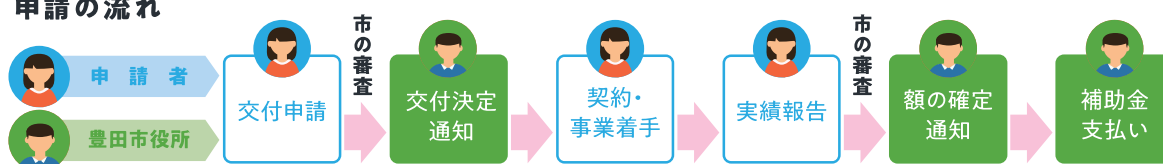
**リース事業者** 市内事業者に対してリースにより太陽光発電設備を貸与する事業者

**PPA事業者** 市内事業者に対してPPAにより電気を供給する事業者

※補助対象設備の設置工事を市内事業者が請け負っていること。  
 ※太陽光発電設備等の導入される場所は、市内の事業所内であること。  
 ※太陽光発電設備は以下の要件を満たしている必要があります。

- FIT制度又はFIP制度の認定を取得していないこと
- 自己託送を行わないこと
- 未使用のものであること
- 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること(必要に応じて計測器を設置)
- J-クレジット制度への登録を行わないこと

### 申請の流れ



交付決定前に着手する場合、事前着手届の提出が必要です。

#### 完了実績報告書提出期限

事業完了日から**2か月以内**に提出。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

※事業完了日とは、リース契約又はPPA契約の締結日、もしくは補助対象設備設置工事費の支払完了日のいずれか遅い日

## 太陽光発電設備に加えて、V2Hの設置も補助対象となります /

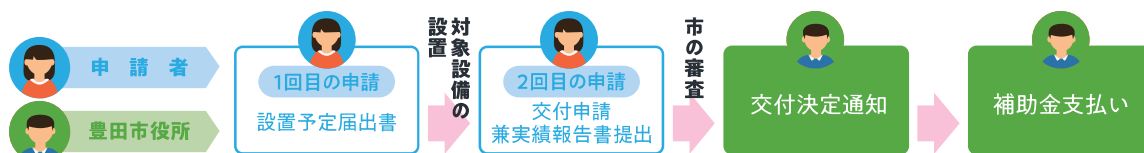
### 再エネ型V2H導入の場合



### 補助対象者 **注意: 補助金の申請は1事業者につき同一年度内1台までです!**

- ✓ 上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること  
(交付決定時点において、上記太陽光発電設備が、本補助金の交付決定を受けていること)
- ✓ 要綱で定める耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録をしないこと
- ✓ 豊田市内に本社、支社、支所、営業所などを置く事業者(補助金の申請時に市が発行する事業証明書の提出が可能な事業者)
- ✓ 豊田市税を滞納していない

### 申請の流れ 【注意】設備設置の前と後で2回手続きが必要です。



1回目の申請 設置予定届出書提出期限

対象設備の設置完了日以前に提出

2回目の申請 交付申請兼実績報告書提出期限

対象設備の設置完了日から**2か月以内**。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

※設置完了日とは保証開始日又は補助対象経緯の支払完了日のいずれか遅い日